

教育委員会定例会会議録

令和3年3月18日（木）

教育委員会定例会会議録

令和3年3月18日午後3時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎5階特別会議室に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清 委 員 赤坂雅裕 委 員 城田禎行
委 員 伊藤甲之介 委 員 大森美保子

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

| | |
|--------------------|-------------------|
| 教育総務部長 前田典康 | 教育推進部長 白鳥慶記 |
| 教育指導担当部長 吉野利彦 | 教育総務課長 島津 順 |
| 教育施設課長 鈴木嘉朋 | 学務課長 藤木徹也 |
| 教職員担当課長 工藤裕一郎 | 教育政策課長 小池吉徳 |
| 学校教育指導課長 力石裕司 | 社会教育課長 瀧田美穂 |
| 小和田公民館担当課長兼館長 鈴木俊也 | 鶴嶺公民館担当課長兼館長 三井優子 |
| 松林公民館担当課長兼館長 菊池 修 | 南湖公民館担当課長兼館長 生川彰博 |
| 香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗 | 青少年課長 関山知子 |
| 体験学習センター担当課長 松下晃久 | 図書館長 佐藤 勇 |
| 教育センター所長 高橋 励 | |

3 会議の概要は、次のとおり。

午後3時00分開会

○竹内教育長 それでは、ただいまから3月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第21号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第1 教委議案第21号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則の一部を改正する規則につきまして、提案の理由とその概要をご説明いたします。

議案書は1ページから8ページまでとなります。

議案書4ページをお開きください。本案は、計画期間を令和3年度からとする茅ヶ崎市

教育基本計画の策定が完了したことから、現在教育推進部にある教育政策課を廃止し、教育に係る基本計画に関する事務等を教育総務部の教育総務課に新たに設置します政策担当に分掌させること等のために提案するものでございます。

議案書5ページからの新旧対照表をご覧ください。茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則の一部改正につきましては、第2条におきまして、教育総務課に政策担当を置くこととし、教育推進部の庶務担当課を教育政策課から社会教育課とすることから機構の順番を入れ替えております。

第3条では、教育総務課の事務分掌として、教育政策課にありました教育政策の企画、調査研究、総合調整に関することをはじめご覧のものを政策担当の事務としております。

議案書6ページをお開きください。教育政策課の事務のうち教育施設の整備計画の総合調整に関することを教育施設課に、学齢児童生徒数の推計に関すること、通学区域の設定及び変更に関することを学務課にしております。

議案書7ページをご覧ください。第4条では、教育政策課が行ってございました部内に関する事務につきましては、社会教育課の事務としてございます。

次に、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則の一部を改正する規則につきましては、ただいまご説明いたしました組織改正に伴いまして、同審議会の庶務を教育総務課において処理することとするものでございます。

なお、この規則につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第1 教委議案第21号茅ヶ崎市教育委員会事務局の組織等規則及び茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第2 教委議案第22号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第2 教委議案第22号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関

する規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。

議案書は9ページから15ページまでとなります。

本案は、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正により、令和3年において国民の祝日に関する法律に規定するスポーツの日が10月の第2月曜日から7月23日とされましたことに伴い、これまでスポーツの日の翌日及び翌々日を秋季休業とすることで連続5日の休業としていたところ、令和3年度の特例として、10月11日及び12日を秋季休業とし、連続4日の休業とするものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第22号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第23号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第3 教委議案第23号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。

議案書は16ページから20ページまでとなります。

議案書18ページをお開きください。本案は、令和3年4月より茅ヶ崎市公文書等管理条例が施行されることに伴い、所要の規定を整備するために提案するものでございます。

議案書19ページの新旧対照表をご覧ください。茅ヶ崎市公文書管理条例の施行に伴い、この規則で定めておりました行政文書の管理についての規定を茅ヶ崎市教育委員会行政文書等管理規程を設けることとしたため、当該規定を削除することとしたものでございます。

なお、この規則は令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第23号茅ヶ崎市教育委員会の所管に係る茅ヶ崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めること
でいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第24号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第4 教委議案第24号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由とその概要をご説明いたします。

議案書は21ページから28ページまでとなります。

議案書26ページをお開きください。本案は、令和3年4月に茅ヶ崎市公文書等管理条例が施行されることに伴い、行政文書の管理に関し必要な事項を定める等のため提案するものでございます。

議案書27ページの新旧対照表をご覧ください。第2条では「教育委員会に総括文書管理者を置き、教育総務部長をもって充てる。」こと等としております。

第4条及び第5条では、「文書管理者は、行政文書及び行政文書ファイルについて、別表第2の保存期間の欄に掲げる区分に応じて、行政文書の累型を参酌して、保存期間を設定しなければならないこととし、その訓令に定めるもののほか、行政文書の管理については、茅ヶ崎市行政文書管理規程の例によることとしております。

また、別表第1は、教育政策課を廃止したことに伴い所要の規定の整備を行うものでございます。

なお、この訓令につきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第24号茅ヶ崎市教育委員会行政文書管理

規程の一部を改正する訓令については原案のとおり定めることではいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第5 教委報告第5号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、順次説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第5 教委報告第5号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてにつきまして、教育総務課長より一般会計補正予算(第23号)のうち議案書32ページ及び33ページの財源内訳の変更部分につきまして、初めに一括してご説明いたします。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、一般財源としていた事業費の財源を国庫支出金に変更するものです。歳出に係る財源を変更するものとして、款10教育費項1教育総務費では、マスクの購入支援事業費等で79万円、項2小学校費では学校再開に伴う学習保障や修学旅行の取消料等で5070万円、項3中学校費では同じく学校再開に伴う学習保障や修学旅行の取消料等で3868万8000円、項4学校給食費では、学校給食費返還費用等で209万6000円、議案書33ページに移りまして、項5社会教育費では目3公民館費から目6図書館費までにおいて、感染拡大防止対策に係る消耗品等で合計135万1000円となっており、全体としましては9362万5000円となっております。

続きまして、議案書30ページにお戻りください。ただいまご説明いたしました財源9362万5000円について、歳入といたしまして、款16国庫支出金項2国庫補助金目8教育費国庫補助金節5地方創生臨時交付金説明1新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上しております。

ご説明は以上でございます。

○教育施設課長 日程第5 教委報告第5号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についてのうち教育施設課所管の補正予算につきまして教育施設課長よりご説明いたします。

議案書は32ページをご覧ください。

歳出としましては、款10教育費項2小学校費目1学校管理費、細目90学校施設整備事業費につきましては、工事請負費として2400万円を増額補正するものでございます。この工

事請負費につきましては、国の令和2年度一般会計第3次補正予算の対象事業の中で、防災機能強化事業として浜須賀小学校南棟北側サッシ改修工事が学校施設環境改善交付金の対象となり、本年2月16日付で国より内定通知がありましたことから今回予算計上をするものでございます。

工事の概要でございますが、浜須賀小学校南棟北側サッシが経年劣化により建具の不具合やレール等の摩耗によりサッシの下部より漏水が発生するなど学校運営に支障が生じていることから、サッシを全面更新するものでございます。

次に、議案書は34ページの繰越明許補正費の変更の表をご覧ください。補正前の金額2997万5000円につきましては、令和2年第4回市議会定例会でご承認いただきました梅田小学校校舎西側屋上防水改修工事及び柳島小学校渡り廊下、理科室及び図工室屋根防水改修工事の費用となります。今回の浜須賀小学校南棟北側サッシ改修工事は、年度内での工事完了が見込めず2400万円全額を繰越明許し、令和3年度に執行いたしますことから、今回の補正分を合計いたしますと、補正後の金額は5397万5000円となります。

戻りまして、議案書の30ページをご覧ください。歳入といたしましては、浜須賀小学校南棟北側サッシ改修工事分を、目8教育費国庫補助金節2小学校費補助金細目3小学校施設整備費補助金として808万円、次の31ページ、目8教育債節1小学校債細目1義務教育施設整備事業債として1598万円と残りを一般財源で補う予定となっております。

なお、31ページの日8教育債節2中学校債細目1義務教育施設整備事業債の610万円につきましては、令和2年度の当初予算で工事を実施し完了しております西浜中学校屋内運動場の屋根工事の事業費のうち一般財源予定分を義務教育施設整備事業債とするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○学校教育指導課長 続いて、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

32ページをご覧ください。

款10教育費項3中学校費目2教育振興費、細目40学校教育振興関係経費でございますが、今年度が中学校教科書採択年度であったことから、次年度より中学校において授業を実施する上で必要となる指導者用教科書及び指導書、指導用教材を購入するために、需用費、消耗品費として3083万8000円を計上しております。今年度8月の教育委員会臨時会において採択していただきました令和3年度中学校の教科用図書につきまして、生徒分については無償給与されますが、教員分につきましては指導書とともに必要分を市として購入

し、各学校に配置することとなるため、新たに購入するものでございます。

続いて、34ページをご覧ください。新しい教科書、指導書、指導用教材を使用して指導するために支障がないよう、各学校への配備に向けた準備を進めているところではあります。教科書及び指導書については年度初めの納品となること、併せて指導用教材については各学校の状況を鑑みて次年度の初めに購入するため、予算を令和3年度に繰り越して執行することといたします。

説明は以上でございます。

○社会教育課長 続きまして、社会教育課長からの部分についてご説明いたします。

議案書は31ページをご覧ください。

31ページ、款23市債項1市債目8教育債のうち3、社会教育債、（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業債及び民俗資料館整備事業債につきましては、歴史文化交流館の建設事業費及び民俗資料館、旧和田家住宅耐震工事費について、本年度の市歳入の減収が見込まれることから、財政補填措置として減収補填債を工事費に充てることとしたものでございます。この措置に伴いまして、33ページの歳出でございますが、款10教育費項5社会教育費目2文化財保護費のうち一般財源を地方債に充てることから、一般財源のほうを減したものでございます。

また、35ページ、地方債の補正につきましては、それぞれ歳入で補正した部分についての変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第5 教委報告第5号令和2年度教育費の補正予算に関する専決処分についての報告を承認することではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第6 教委報告第6号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第6 教委報告第6号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分につきましてご説明申し上げます。

議案書は36ページをお開きください。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を市議会に提案するに当たり教育委員会の意見を求められたところでございますが、2月の教育委員会定例会後であったことから専決処分をさせていただき、教育委員会としての意見を市長へ回答したためご報告させていただくものでございます。

議案書の39ページをお開きください。本案は、新型コロナウイルス感染症により、地域経済、市民生活等に多大な影響を与えていることに鑑み、令和3年4月から9月までの間に支給する市長等の給料月額及び地域手当を減額するため提案されるものでございます。

議案書41ページの新旧対照表をご覧ください。教育長につきましては、附則第2項において、支給すべき額から100分の5に相当する額を減額して支給することとしております。なお、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、日程第6 教委報告第6号茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見に関する専決処分についての報告を承認することはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第7 教委報告第9号令和2年度第1回茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第7 教委報告第9号令和2年度第1回茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会についてにつきまして学校教育指導課長よりご報告申し上げます。

資料につきましては議案その2をご覧ください。

初めに、本検討委員会につきましては、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より、2月3日に書面開催といたしました。内容につきましては、資料2ページの次第にございますように、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という視点から、茅ヶ崎市における多様な学びの場の現状と課題について事務局より資料を

基に説明させていただきました。資料として、6ページから12ページにあります情報を提供いたしました。

検討委員の皆様には様々な視点から御意見等いただきまとめたものを17ページから20ページにお示ししてあります。その中で、特別支援学級の施設整備事業を確実に事業として推進するためには、次期総合計画に係る実施計画の中にしっかりと位置づけ事業計画として策定することが重要であり、令和4年度末までに本計画を作成することが必要となると考えます。令和3年度以降、関係各課で連携を図るために担当内で打合せ等を行い、年度ごとの設置校選定や工事等の具体について検討してまいります。

以上、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 コロナのために文書でということにもかかわらず、とても熱心な意見が出ているなというふうには思ったところです。ただ、題名が共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築という題名になっていますので、であれば、最終的にどういうところを目指すのか。例えばインクルーシブ教育であれば、障害のある子もない子も、そして特別な配慮が必要なお子さんについても、みんなが同じ場で同じ時間に学ぶということを目指しているんだろうと思うんですけども、では、そういうところを目指すのか目指さないのか、今どの段階の話をしているのかというのが分かるロードマップのようなものがあるといいなと思いました。

それから、茅ヶ崎市は特別支援教室構想とかをやっているでしょうし、それから適応指導教室などもやっていらっしゃると思いますので、そういうことも入れていただいてもいいのかなというか、すごく柔軟で多様な対応をされているので、そういうものもきちっと自慢げに踏み込んでお話をされてもいいのかなと思いました。同時に、特別支援学級にしても、先生方の研修という意味でもかなり力を入れてやっていらっしゃると思いますので、そういうことも入れていただいてもいいのかなとは思ったところです。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見等がなければ、日程第7 教委報告第9号令和2年度第1回茅ヶ崎市インクルーシブ教育検討委員会についての報告を終了します。

次に、日程第8 事務報告、定期監査の結果について（小・中学校）を議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務部長 日程第8 事務報告、定期監査の結果につきまして教育総務部長よりご報告をいたします。

資料につきましては43ページから48ページでございます。

学校監査につきましては、昨年の10月16日から今年の2月10日の間で実施されまして、2月19日付で教育長宛てに監査結果の報告が届いているところでございます。資料45ページのとおり小学校9校、中学校7校が監査の対象でございます。

監査の主な内容は、令和元年度の再配当予算の執行及び令和2年度における所管の業務が適正、効率的に執行、管理されているかどうかを主眼とし、抽出により実施がされました。なお、例年実施されている薬品の管理に関する事務、消耗品の管理に関する事務、備品の管理に関する事務、施設の管理に関する事務の監査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み中止となりました。

監査の結果といたしましては、再配当予算の執行についておおむね適正に行われておりました。各学校における監査結果につきましては、資料46ページから48ページに記載のとおりでございます。

今回の主な指摘事項でございますが、予算の執行状況につきましては、支出負担行為書に添付されている見積書の宛名が誤っている、支出負担行為書の検収日が納品日と異なっている、検収日の記載がない、起案日、決裁日、検収日等の年が誤っている、流用の発生した支出科目について予算額の更正書がつづられていなかったという指摘がございました。

昨年度の学校監査では、予算関係について4校で7件の注意を受けておりました。今回は注意を受けた事項が5校で7件であったことから、昨年度とほぼ同様の結果となりました。今後も一層学校と教育委員会事務局が連携し、事務処理や所管業務の適正化に向けて努力してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○城田委員 説明を聞くまで私も見落としていたんですけども、毎年この監査でよく上がるのが、施設と薬品の部分が多かったと認識はしているんですけども、それがなくて安心したら今回は監査対象外だったということで、多分監査されているとその辺が上がっ

てくる可能性は高いのかなと思います。学校への監査の仕方の中で、今まで確認していなかったんですけども、学校自身が行う内部監査というようなものはやっているのかなというところをまず確認していただいて、やっていないのだったら、ぜひ、外部の監査以外に自分の学校の中で年に1回こういったことをし、チェックリストに対して自分たちでチェックするというをまずやっていただければなと思います。特にこういう状況の中で監査を中止するという項目に関しては、まずは自身で自己監査をしていただいて、監査されなかったからよかったです終わるのではないというところだけは気をつけていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育総務部長 内部監査ということでございますが、これは行政のほうも同様でございますが、特別に内部監査というものを実際に行っているわけではございません。監査に当たったときにチェックをするということですが、委員ご指摘のとおりふだんから執行が適正であるかどうか、その点については各学校、学校に限らず行政においても今後も引き続きやっていきます。行政のほうに流れてきて一番分かりやすいのは伝票の部分だと思います。先ほど支出負担行為書等のご指摘も何件か受けている中で、そちらについては再配当予算の執行は主に教育総務課のほうで実施している部分が多いわけでございますが、そういうところについてもなお一層教育総務課のほうでも気をつけ、事務局のほうから発信して学校全体が適正に回っていただくことも必要ですし、学校自身としても皆さんの中で考えていただいて内部の事務の適正化を図っていただく必要はあると思っておりますので、今後も学校に対して働きかけをして、来年度はまた監査を受けた際に指摘件数が減るように私どもとしては努力をしていきたいと思っております。

○竹内教育長 ほかにご意見等がなければ、日程第8 事務報告を終了いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は人事に関する案件でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開といたします。

午後3時31分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、次により署名します。

教育長

委員

委員

委員

委員